

2022年1月8日

児童発達支援 放課後等デイサービス 利用する際に必要な手続き



一般社団法人こころ相談研修センター
Feel小久保 所長 竹中 さおり

○児童発達支援とは

障害のある子どもが身近な地域で適切な支援が受けられるように、主に未就学の子どもを対象に発達支援を提供する施設(児童福祉法)。

○放課後等デイサービスとは

障害のある子どもが放課後や夏休みなどの長期休暇に利用できるように、6歳から18歳までの就学年齢の子どもを対象に自立支援と日業生活を充実するための活動などを提供する施設(児童福祉法)。

○保育所等訪問支援とは

児童福祉法に基づいて、保育所・幼稚園・小学校・中学校・支援学校等に通っているお子さんが集団生活にうまく適応できない場合に、療育の専門の訪問支援員が保育所や学校等に出向いて、お子さんの特性に応じて集団生活への適応のための支援を行うものです。



児童福祉法に位置付けられた通所型の福祉サービスで、療育手帳や障害者手帳がなくても、専門家の意見書や医師の診断書などを提出し必要性があれば通うことができる。市町村から交付される受給者証を取得することで通所の申し込みができ、1割負担でサービスを受けることが可能である。ただし2019年4月より満3歳になっての初めての4月1日から3年間は利用者負担額が無償化となった。

○受給者証とは

福祉サービスを利用するために市町村自治体から交付される証明書。

受給者証には保護者と児童の住所、氏名、生年月日、サービスの種類、その支給量(日数や時間数)が載されている。

○療育手帳とは

療育手帳は知的障がい・発達障がいの人が各種のサービスを受けやすくすることを目的に交付されるもの。

対象	知的障がい者、知的障がいを伴う発達障がい者 (診断基準あり)
利用する時	障がい者向けの支援制度を利用したい場合 特別支援学校への入学を希望するとき 就労に向けた支援を受けたいとき
申請場所	市町村の窓口へ申請。明石市は明石こどもセンター又は兵庫県知的障害者更生相談所が判定し、交付しています。
サービス内容	各種支援制度の利用、国税、地方税の諸控除や各種割引 例) ・心身障害者扶養共済 ・心身障害者(児)医療費助成制度 ・税金の減額・免除 ・各種交通機関の割引

☆療育手帳の交付は知能検査の結果と日常生活の状態の総合的な状態で判断されます。

IQだけで判断されるものではありません。

発達障害のある人でIQが高いために療育手帳の取得が難しい場合、精神障害者保健福祉手帳を取得することができる。

○手帳のメリット

手帳を持っていることで「教育」「就労支援」「各種サービスや割引」を受けられるというメリットがある。

手帳のメリット① 教育の選択肢が広がる

障がい特性に合わせた教育をうけることができる。

例えば…

公立保育園への入園の際に、療育手帳を持っている場合に優先順位が高くなり入園しやすくなることや、特別支援学校への入学を希望する場合、療育手帳が必要になる場合がある。

※詳しくは自治体の教育相談窓口にお問い合わせ。

手帳のメリット② 就労支援を受けられる

手帳を持っていることで障害者向けの就労支援サービスを利用することができる。

高校卒業後に仕事に就くために「就労移行支援事業所」で働くための基礎訓練をうけたり、企業の特例子会社や障害者雇用枠で就労することが可能。

手帳のメリット③ 各種サービス・割引を受けられる
手帳を持っていることで障害児福祉手当や特別児童扶養手当などの各種手当てを受けることができる。(申請要件を満たしているかは、お住まいの自治体の福祉の窓口にお問い合わせ)

○手帳のデメリット

手帳を取ることにデメリットを気にする方もいますが、手帳を取ることにによる不利益やデメリットはない。
また、障害がある人が手帳をかみならず取得しなければならないわけではなく、手帳の交付を受けていることを周囲に伝える義務もない。
手帳は障害を理解してもらうことが必要だと思った時に利用するもの。取得後も手帳が不要になれば返すこともできる。

明石市放デイ・児童発達支援の利用についての流れ

① 明石市役所福祉課へ保護者様から直接お電話をして、お子様が通所支援事業の対象となるか、障害福祉課へ相談してもらう。サービスの流れを伝えてくれる。

※ご利用のお問い合わせがあった場合は①明石市役所へお問い合わせくださいと伝える。

市役所ではお子様の現状を聞かれる。
・支援学級・支援学校へ通学されている場合はご利用対象となる。
・保護者様が、お子様の学校・園等での様子が気になるためにご利用をお考えの場合は医師の診断書等が必要となる。
市役所で診断書等の病院を尋ねることができる。

サービスのご利用が決まったら

① 次に指定障害児通所支援事業者を見学し、利用についてご相談する。

利用できる指定障害児通所支援事業者が決まったら

- ① 申請書に必要事項を記入し押印のうえ、次の書類を添えて申請。
 - ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(持っている場合のみ)
 - ・市民税課税証明書(申請する日の属する年の1月1日に明石市に住民登録のある方は不要です。)
 - ・医師の診断書等(手帳交付を受けていない場合は提出を求めることがある。障害福祉課へ問い合わせる)
- ② 市の職員が障害の状況等について、調査を行う。
- ③ 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、自宅に訪問し、「児童支援利用計画案」を作成し、申請者の同意を得て障害福祉課に提出する。
- ④ 市が「児童支援利用計画案」等を勘案し、支給の要否を決定。
- ⑤ 支給決定後、「児童通所サービス受給者証」を交付。
 - ・受給者証には、利用できるサービスの種類、支給決定期間、支給量、利用者負担上限額及び指定障害児相談支援事業所等を記載している。
- ⑥ 指定障害児相談支援事業所が、サービス担当者会議を開催後「児童支援利用計画」を作成し、申請者の同意後、障害福祉課に提出。
- ⑦ 指定障害児通所支援事業所に受給者証を提示し、契約締結後に利用開始となる。

神戸市放デイ・児童発達支援の利用についての流れ

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| 1.相談 | 2.利用申請 |
| 3.サービス等利用計画案の作成依頼 | 4.障害支援区分の認定 |
| 5.サービス等利用計画案の作成・提出 | 6.支給決定・受給者証の交付 |
| 7.サービス等利用計画の作成・提出 | 8.契約 |
| 9.サービスの利用 | 10.モニタリング(利用計画の定期的な見直し)の実施 |
| (※)サービス等利用計画について | ・セルフプランについて 【利用者・家族が行うこと】 |

【セルフプランでは行わないもの】

加古川市放デイ・児童発達支援の利用についての流れ

1 申請

加古川市障がい者支援課の窓口で「申請」をします。
(注釈)事前に相談支援事業者を選択し、計画相談に関する依頼が必要です。

2 相談支援事業者と契約

利用者が、計画相談支援の利用に関する契約を相談支援事業者と行います。

3 調査

加古川市の職員が保護者及び利用児との面談を行います。

4 支給決定・通知

調査結果をもとに、加古川市から、障害児通所支援受給者証と支給決定通知書を送付します。

5 事業者と契約

利用者がサービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。
利用できる事業所については、下記の一覧及びホームページを参照してください。

6 サービス利用

サービスの利用を開始します。

(注意)今後、国や県の通知等により、サービス利用開始までの流れが変更になる場合があります。

稲美町 障がい福祉サービス 利用までの流れ

1. 申請(相談)

具体的な利用希望サービスが決まったら、①障がい福祉係の窓口で申請します。

※申請前に相談支援事業者を選択し、計画作成に関する依頼が必要です。

2. 相談支援事業者と契約

申請者は、計画相談支援の利用に関する契約を相談支援事業者と結んでください。

3. 調査

①障がい福祉係の職員が、面談調査(障がいの状況、生活環境等)に伺います。

4. 審査・判定

面談調査結果をもとに、①障がい福祉係で判定を行います。

※サービス(介護給付)によっては、あらかじめ「障害支援区分認定」が必要です。

5. 認定・通知(支給決定)

申請者の障害支援区分や介護者の状況、希望等からサービス支給量が決まり、地域福祉課①から、申請者へ障害福祉サービス受給者証と支給決定通知書を送付します。

6. 事業所と契約

申請者は、受給者証等の内容を確認し、決定された事業所とサービス提供に係る契約を結んでください。

7. サービス利用

申請者は、サービスの利用をスタートします。

相談窓口

①障がい者基幹相談支援センター 電話 492-5577 (サービス全般について相談できます)

○相談支援事業所とは

障害のある人が、その人に合った福祉サービスを利用し、地域で生活するための相談窓口。相談によってその人の状況や困り事、課題をアセスメントし、その人に合う福祉サービスの利用計画などを作成する。児童の場合は、「障害児相談支援」。

所得区分	「世帯」の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯 (所得割28万円未満)	4,600円
一般2	市民税課税世帯のうち 一般1に該当しない場合	37,200円

○障害児の利用者負担

3歳以上の利用児は無償化対象年齢にあたるため、負担額は0円

○上限管理とは

1ヶ月あたりの利用者負担額が負担上限月額を超過することが予測される利用児(事業所を複数利用している、無償化対象外の利用児)については、当該支給決定障害者等の利用者負担の上限額の管理が必要。

→上限管理を行うことで、負担額以上の支払いが生じないようにする。

※受給者証の「利用者負担上限額管理対象者の有無」欄に「該当」等の記載があり、「利用者負担上限額管理事業所名」が記載されているため、確認する。

○多子軽減制度

障がい児通所支援を利用している児童とその同一世帯に、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園もしくは情緒障がい児短期治療施設に通うまたは障がい児通所支援を利用する児童がいる場合、障がい児通所支援を利用する児童の利用者負担が軽減される。

引用文献・参考文献

明石市ホームページ 児童通所サービス

https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/shougai_fu_ka/shiori/jidoutsusho.html

神戸市ホームページ サービス利用の手続き

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/kenko/handicap/sougoushienhou/rivoutetsuduki.html>

加古川市ホームページ 障害福祉サービス

<https://www.city.kakogawa.lg.jp/soshikikarasagasu/fukushibu/shogaishashienka/syogaifukushisabisuto/1413890421913.html>

稲美町ホームページ 障害者(児)福祉のしおり

<https://www.town.hyogo-inami.lg.jp/cmsfiles/contents/0000003/3370/R3fukusinosiori.pdf>

厚生労働省ホームページ 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta4615&dataType=1&pageNo=1